

環境学習農園

「環境学習農園」は児童や生徒などが開設者（農家）と一緒に種まき、収穫などの農作業の一部を継続して体験できる農園です。児童や生徒などの農体験は、食育や環境学習に役立っています。

開設できる土地

- 原則として市内全域の農地（ただし、区画整理区域内宅地化農地を除く。）
- 日照・排水等農園に適した農地であり、公道に接していること。
- 近隣の学校等での児童、生徒等の団体の利用者が見込めること。
- 5年以上、環境学習農園を運営できること。



開設の条件

- 原則的に利用者は市内の学校等の児童、生徒などに限ります。
- 水道、看板、物置などを整備します。
- 主たる耕作と管理運営は開設者が自ら行います（作付け計画の作成、種苗や肥料の準備など）。
- 利用者の作業の指導を行います。（畑：年間2作2品目以上 水田：年1回）
- 利用者は農作業の一部（播種、植付け、除草、収穫作業など）を継続して行います。
※収穫のみを行う場合は該当しません。

開設の仕組み

利用団体（学校など）と農園利用契約を締結した後、横浜市の承認を受けて、開設します。農園開設後必要に応じて、横浜市に実施報告を行います。横浜市は開設や運営のアドバイスを行います。



助成制度（補助金など）※予算範囲内

開設費用の一部は助成を受けることができます。また、運営に対する助成も受けることができます。

市民農園に関する全般的な問合せはみどり環境局農政推進課へ
開設や利用に関する具体的なお相談は農政事務所へ問い合わせください。

農政推進課

TEL:045-671-2630 FAX:045-671-4425 〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

北部農政事務所（所管区：鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑）

TEL:045-948-2479 FAX:045-948-2488 〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32番1号

南部農政事務所（所管区：西・中・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷）

TEL:045-866-8492 FAX:045-866-4351 〒244-0003 戸塚区戸塚町16番地の17

横浜市みどり環境局 農政推進課

TEL:045-671-2630 FAX:045-671-4425 〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

市民農園の開設の手引き

農園を開設
しませんか？



横浜みどりアップ 葉っぱ



市民農園は、農家の方がお持ちの農地を市民の方が耕作して農体験できるようにする制度です。

農家の方や市民の方の関わり具合によって様々な種類の農園があります。

耕作が難しくなった農地を所有している方、自ら耕作せずに農地を農地のまま活用する農業経営を目指す方、市民や児童などと触れ合いながら、農業を続けていきたい方は、市民農園を開設してみませんか？

横浜市で開設できる主な農園

認定市民菜園

- 法令等 特定農地貸付法
都市農地貸借法
- 対象地 全ての農地
- 耕作の方法 市民が自由に
区画を耕作します



栽培収穫体験ファーム

- 法令等 農園利用方式
- 対象地 調整区域農地
生産緑地地区内農地
- 耕作の方法 農家の指導の下、
市民が共同で
耕作します



環境学習農園

- 法令等 農園利用方式
- 対象地 全ての農地
- 耕作の方法 農家の指導の下、
児童等が共同で
耕作します



認定市民菜園

「認定市民菜園」は利用者が農地を借りて、農作物を自由に耕作する農園です。

開設者(農地所有者)は区画割りなどの整備を行うとともに、農地の貸付のため「特定農地貸付法」等に基づいた手続きを行う必要があります。

開設できる土地

- 原則として市内全域の農地(ただし、区画整理区域内宅地化農地を除く。)
- 日照・排水等農園に適した農地であり、公道に接していること。

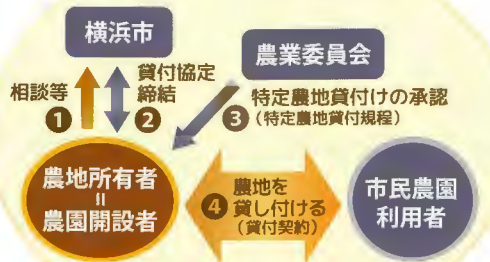


開設の条件

- 貸付面積が1人当たり10a未満とすること。
- 相当数(10人程度以上)に貸し付けること。
- 区画・面積・利用方法・利用料金など定型的な条件で貸し付けること(貸付規程を定める。)
- 貸付期間は5年以内(更新可)とすること。
- 営利目的で農産物の栽培をしないこと。
- 農園内に設置できる施設は看板などに限られます。(大型の物置や利用者用駐車場は農地転用が必要になります。)

開設の仕組み

- 1 横浜市に開設の相談をします。
- 2 農園開設の事業計画を作成し、横浜市との間で、事業内容を定めた「貸付協定」を締結します。
- 3 市民に貸し付けるための条件である「特定農地貸付規程」を作成し、農業委員会から特定農地貸付けの承認を得ます。
- 4 必要な整備を行い、利用者を募集・選考した後、貸付契約を締結し、運営を開始します。



助成制度(補助金) ※予算範囲内

開設費用の一部は助成を受けることができます。
開設・運営の相談や、手続きについても助言しています。



市民農園コーディネーター

市民農園コーディネーターは、横浜市が主催する研修を受講し、市民農園(認定市民菜園)の開設・運営に必要な知識・技術を身につけた法人です。

市民農園コーディネーターは、市民農園の開設を希望する方や市民農園の運営支援を希望する方の要望に応じて、助言・支援を行っています。

詳しくはHPをご確認ください

横浜市 市民農園コーディネーター

検索

栽培収穫体験ファーム

「栽培収穫体験ファーム」は利用者が開設者(農家)と一緒に種まき、収穫などの農作業の一部を継続して体験できる農園です。

「栽培収穫体験ファーム」として開園している農園は、適正に運営すれば自作扱いとなり、相続税の納税猶予の対象となる場合があります。

開設できる土地

- 市街化調整区域農地及び生産緑地地区内農地
- 面積 300㎡以上の農地
- 日照・排水等農園に適した農地であり、公道に接していること。
- 近隣で利用者が見込めること。
- 5年以上、栽培収穫体験ファームを運営できること。



開設の条件

- 区画面積は、1区画おおむね30㎡とします。団体利用の場合は区画割をしません。
- 水道、看板、物置などを整備します。
- 利用者を募集し、利用契約を交わします。
- 栽培作付け計画を作成し、耕うん、種苗や肥料などの準備をします。
- 利用者の作業の指導を行います。(個人利用者の場合 畑：年間2作6品目以上 水田：年1回)
- 利用者は農作業の一部(播種、植付け、除草、収穫作業など)を継続して行います。
※収穫のみを行う場合は該当しません。

開設の仕組み

横浜市の承認を受けて開設した後、利用者と農園利用契約を締結します。
利用者から利用料を徴収し、栽培指導を行います。
農園開設後必要に応じて、横浜市に実施報告を行います。



助成制度(補助金) ※予算範囲内

開設費用の一部は助成を受けることができます。

